

平成30年度 7月定例委員会議事録

○ 日時：平成30年7月19日(木) 15:30～17:00(議事)

○ 場所：地域活力センター「ゆすはら・夢・未来館」会議室1

出席：農業委員 山本正澄会長、森田呂弥、谷川恵美

推進委員 中平勝也、上田善啓、岡林勝、高橋正知、川上厚志

事務局 川村幸司、立道直美

山本会長

先日の西日本豪雨では、町内では土砂崩れや田んぼが水没した箇所などもありましたが、人的な被害がなくよかったです。ただ、隣の愛媛県の方では大きな被害があり、一日も早い復旧を願っています。

豪雨の後はこの暑さで、農作業等大変ではないかと思います。お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

本日は、議題もたくさんありますので、早速、議案に入りたいと思います。
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 譲渡人： 譲受人： 対象地： 登記簿地目：畑 現況地目：畑 面積：671 m² 契約内容：所有権移転（売買） 譲受人農地面積：6,813 m² 資料は3ページから15ページになっております。 3ページをご覧ください。譲渡人の住所が上段と下段で違いますが、上段は前住所を誤って記載したということで訂正をお願いしております。 売買契約については、7年ほど前に行ったそうですが、将来のことを考え、名義変更をしようとしたところ、農業委員会への手続きが抜かっていることがわかり、今回、許可申請書の提出がありました。 譲受人は、現在、車いすで生活しているとのことで、実際に耕作しているのは、世帯員である奥様の 一人です。年間を通して、いろいろな野菜を耕作する計画が出ております。 13ページに位置図、14ページに航空写真を付けておりますが、 橋のたもとなっております。 15ページに現地の写真をつけておりますが、芋やカボチャなど、いろいろな野菜を栽培していました。 16ページに調査書をつけております。（調査書説明）農地法第3条第2項における不許可要件には該当していないため、許可基準を満たしていると判断できるかと思います。 現地については、7月13日に高橋推進委員さんと確認してきました。補足説明があればお願いします。
高橋推進委員	現地を確認しましたが、写真のとおりきれいに管理して耕作していました。奥さんとも話をしてあと3～4年は頑張って作ると言っていました。
山本会長	この件について、説明がありましたが、何かご意見等ありませんでしょうか。
高橋推進委員	土地の登記簿と申請者の住所は違うが、大丈夫か？
事務局	農地台帳等で確認して、下段の住所で誤りがないことを確認しています。

山本会長	他にご意見はございませんか。 ないようでしたら、この件について許可することとしてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
山本会長	それでは、第1号議案については、許可することとします。 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明します。 前回から引き続きの審議となっております の件と、 の件、2件の申請があがっております。 まず、1番目についてですが、資料は18ページから33ページまでとなっております。前回、墓地への転用部分について、場所の確定ができないとのことで、審議を中断しておりましたので、6月27日に申請者立ち合いのもと、場所の確認を行いました。32ページに現地の写真をつけておりますが、今回の墓地転用については、農振地除外の面積と同じく、4.5m×4.5mの20.25㎡の正方形部分についてが対象となります。 対象地に杭を打ち、この範囲内でお墓を建てるよう、申請者と確認しております。30ページ、31ページに場所を記載しております。 なお、保健所の方の現地確認もすでに行われており、杭を打った枠内で保健所の許可はおりたというふうに聞いております。以上です。
山本会長	それでは、続いてNo.2の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局	2 件目についてご説明します。3 5 ページをご覧ください。 申請者： 申請地： 地目：畑 面積：1,674 m²のうち 25 m² 利用状況：休耕中とありますが、一部、自宅で飲むお茶が植わっています。 転用の目的：墓地（以下、申請書説明） 3 6 ページに事業計画書をつけております。（説明） 3 7 ページから 4 9 ページが資料となっております。 場所は、 の申請者のご自宅近くです。4 3 ページに航空写真、4 4 ページに現地の写真をつけております。元々、ここには倉庫が建っていたようですが、現在は取り壊されており、ここにお墓を移転する計画とのことです。こちら、計画のとおり 5m×5mの正方形で杭を建てており、この枠内に 50 c mほど石垣を積み、お墓を建てる予定となっております。 5 0 ページに調査書をつけておりますが、農地法第 4 条における立地基準及び一般基準を満たしていると判断できます。 7 月 1 0 日に上田推進委員と現地確認をしてきましたが、上田推進委員から補足説明などありますでしょうか。
上田推進委員	7 月 1 0 日に申請者立ち合いのもと、現地の確認をしてきました。 写真のとおり杭を打っており、場所についても図のとおりとなっていることが確認できました。
山本会長	ここへはどこを通過して入るようになるのか。
上田推進委員	自宅横の から、けっこう急な勾配で上に上がる道があつて、航空写真でお茶畑が確認できると思うけど、その前を通過して、入るようになります。
山本会長	事務局及び上田推進委員から説明がありましたが、質問等はありませんでしょうか。 第 2 号議案について、1 件目、2 件目ともに許可することとして、ご異議はございませんでしょうか。
	（異議なし）
山本会長	それでは、第 2 号議案については、許可することとします。 続きまして、議案第 3 号 非農地証明願について事務局に説明を求めます。

事務局	議案第 3 号 非農地証明願についてご説明します。5 1 ページをご覧ください。 願人： 地番： 登記簿地目：田 現況地目：山林 面積：4, 040 m² 原因発生時期：20 年以上前 理由：20 年以上前に植林し、山林となっているため 資料は 52 ページから 58 ページとなっており、53 ページに始末書がついております。 こちらの方は、森林組合の山林の台帳に載せる予定とのことですが、地目が農地の場合、それができないとのことで、今回申請されました。 56 ページに位置図をつけておりますが、の前の道を 方面に上がっていく道の途中になります。 57 ページに航空写真、58 ページに現地写真をつけております。 59 ページに調査書をつけております。(調査書説明) 高知県農地法関係事務処理要領第 1 2 の 2 (1) のエに該当するため、非農地として判断できると考えます。 7 月 9 日に中平推進委員、7 月 12 日に谷川委員と現地を確認しましたが、補足説明などありますでしょうか。
中平推進委員	現地を確認しましたが、たしかに杉、クヌギが植林されていることが確認され、木の大きさから 2 0 年以上は経っていると思います。
谷川委員	私も現地を見ましたが、木が大きくなり、とても農地とは言えない状況でした。
山本会長	転用の場合は、3, 000 m²を超えたら、農業会議に上げるとか決まっちゃうけど、非農地の場合は面積は関係ないのか？
事務局	非農地では、特に面積の定めはなかったと思いますが、なお確認しておきます。
山本会長	他に質問等はありませんでしょうか。 ないようでしたら、非農地として証明することとしてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
山本会長	それでは、証明することとします。 つづきまして議案第 4 号 梶原町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 4 号 梶原町農用地利用集積計画の決定についてご説明します。資料は 60 ページから 74 ページまでとなっております。 63 ページに、梶原町農用地利用集積計画を定め、平成 30 年 8 月 1 日付で公告したい旨、梶原町長より提出がありました。 農地中間管理機構による利用権設定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。 64 ページをご覧ください。 利用権の設定をする者： 利用権を設定する土地： 、 、 、 、 番で地目はすべて田です。6 筆になっておりますが、157、159、160 は 1 枚の田んぼになっています。始期と終期を記載しておりませんが、告示予定日の平成 30 年 8 月 1 日から平成 40 年 7 月 31 日までの 10 年間の予定です。 説明は以上になります。
山本会長	事務局より説明がありましたが、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
山本会長	それでは、決定することとします。 つづきまして、議案第 5 号農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とし、事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 5 号農用地利用配分計画案に対する意見決定についてご説明します。資料は 75 ページから 80 ページになります。 76 ページに農用地利用配分計画案について梶原町長より提出があり、中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。77 ページに配分計画案がありますが、先ほどの利用権設定をした農地について、 さんが借り受ける計画となっております。こちらも期間の記載がありませんが、平成 30 年 8 月 1 日から平成 40 年 7 月 31 日までの 10 年間の予定です。
山本会長	事務局から説明がありましたが、質問等ありませんでしょうか。 ないようでしたら、配分計画案について適正であると決定することとしてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
山本会長	それでは、議案第 5 号について、決定することとします。 つづきまして、議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局	議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について説明します。資料は 81 ページから 106 ページまでで、今回は農振農用地除外の申し出が 3 件出てきたことによる計画の変更となっています。 82 ページに梶原町長から変更に係る協議についての文書があります。 83 ページから 89 ページが 1 件目の除外申し出になります。 申出者： 申請地： 地目：畑 面積：101 m² 除外後の用途：駐車場、進入路（位置図、転用予定等説明） 90 ページから 94 ページが 2 件目の除外申し出になります。 申出者： 申請地： 地目：宅地 面積：43.94 m² 除外後の用途：墓を移転したいと候補地を確認していたところ、宅地が農振農用地に入っていたことがわかり、除外申請する（位置図等説明）
岡林推進委員	これは、航空写真と現地写真の地番が違うことない？
	（確認すると、現地写真は隣地の写真であった）
山本会長	申出者本人に 13 番なのか 12 番なのか、確認してください。 13 番なら、申請のとおりで問題ないと思うが。
事務局	わかりました。ご本人さんに確認します。 続きまして、3 件目の除外申し出ですが、資料は 95 ページから 100 ページまでとなっております。 申出者： 申請地： 地目：畑 面積：112 m² 除外後の用途：私道（進入路）（位置図、転用予定等説明）
山本会長	事務局より説明がありましたが、質問等はありませんでしょうか。 の件については、申請地をよく確認しておくように。 でいいようなら、第 6 号議案について、適正と認めることとしてよろしいでしょうか。
	（異議なし）
山本会長	以上で、本日の議題はすべて終了しました。 事務局より、その他で何かありますか。

事務局	「農業者との意見交換」について説明。 人・農地プランの見直しと併せて、農業者との座談会を各区を対象に、9月に開催するように考えているのでご出席をお願いします。 「認定指導士」について説明。 担い手協議会に諮る必要があるが、県への推薦締切まで日程的に担い手協議会の開催が難しいので、持ち回りで諮るようにします。
山本会長	それでは、次回の日程を決めたいと思います。 8月の定例会は、8月22日（水）午後3時からということでお願いします。議題が少なければ、農地パトロールの現地確認も行うということでお願いします。 以上で定例の農業委員会を終わります。お疲れさまでした。
	(台風接近等に伴い、8月定例会は8月27日（月）に変更になった)
議事録署名：森田 呂弥 谷川 恵美	